

佐藤博幸委員長	<p>おはようございます。ただいまから、皆川市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届出者はありません。</p> <p>出席者は定足数に達しております。</p> <p>ここで本委員会の傍聴の申出がありましたので、委員長において、これを許可して入室をされております。なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。</p> <p>傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。委員会審議の妨げとならぬよう、私語などは慎んでいただくほか、携帯電話その他電子機器類の電源をお切りになるようお願いいたします。</p> <p>なお、委員の方に申し上げます。委員会内が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので申し添えます。</p> <p>それでは、協議に入ります。</p> <p>初めに、皆川証人の再尋問の日程等についてを議題といたします。次第のほうでは日程となっておりますが、等が抜けておりましたので、日程並びにその他の御意見も、もしあればいただきたいというふうに思っております。</p> <p>7月25日に開催されました皆川証人の尋問は、時間内に終了しなかったため、再尋問の日程につきましては、正副委員長にご一任いただくことで確認いただきました。その後、日時の調整を行ったところ、8月30日火曜日の午前中で調整願いたい旨の意向が示されました。証人の意向を尊重いたしまして、委員長としましては、再尋問の日時を8月30日火曜日、午前10時からとしたいと考えております。この日程案について御意見ございますか。</p> <p>それでは皆川証人の再尋問の日時につきましては、採決いたします。再尋問の日時につきましては、証人からの意向のとおり、8月30日火曜日、午前10時からとすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、そのように決しました。</p> <p>次に、再尋問の際の、ほかに何か御意見ございましたらお伺いしたいと思えます。秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>前回の市長の証人尋問は、大変大勢の方がお出でいただいておりますね。満席状態であったと同時に、ちょっと、少し、騒がしいような場面もありまして、そういったことも考慮に入れますと、あと新型コロナウイルスの感染症を再拡大している状態じゃないですか。</p> <p>報道機関からも、あんまり密なんではないかっていうような指摘も</p>

	<p>受けたということでありまして、さらには、報道機関の方々メモするのも容易でなかったというようにもあつたということだったので、感染防止対策ということもありますし、ちょっと座席数を減らしてはどうかと、その際ですね、当然、報道機関席は必要でしょうし、それから委員外議員の席ということも必要だと思うんですが、一般傍聴席は、少し減らしていただいて、大勢いらっしゃったときにはですね、裁判所が採用しているような整理券あるいは、抽選というような形をとるとかということもして、いかがなものかなということなんですが、御検討いただければと。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。秋葉委員に伺いますけれども、何席ぐらい。少し椅子並べたり、机並べたりしてのスペースの問題あるかと思うんですが、大体どのぐらいを、</p>
秋葉雄委員	<p>一般傍聴者入れないっていうわけにはいかないと思うので、10席程度ぐらいで、どんなもんですかね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。ただいまの秋葉委員の御意見に対しまして、ほかに御意見ございますか。よろしいですか。草島委員</p>
草島進一委員	<p>傍聴者に制限をかけるっていうのはちょっと、コロナの問題もあるっていうのは、そこは把握しているんですけども。ただ、傍聴者の制限を加えるというのがちょっとどうかと思うので、例えば別室を設けて、音声を聞いていただくとか、今回、百条委員会の場合、インターネットのあれもありませんので、できるだけそういう機会は確保するほうがいいと思いますので、そのへんを考慮いただければと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>全く、基本的には考え方同じですけども、外に準備することができらるであれば、それ制限する必要はないかなと思いますけれども、この中、中の問題ですね。それをちょっと、考えていただければと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。今、草島委員からあつたのは、この委員会室と、あともう一つは、後から来た方とか、そういった方のためには、別の、特別委員会室を準備したらどうかという御意見かなと思いますので、そうしたことも加えまして、ほかの委員の方、御意見ございますか。いいですか。はい。じゃあそのように…。黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>確認ですが、今までも、あふれた場合、入り切れない場合は、特別委員会ということで、話は聞いていましたので、その状況も変わらないのかなというふうに思います。そこを一つ確認させてください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。これまでは、公開した場合に、やはり関心も高いせいもあって非常に多くの方から、来ていただいております。そういった方は今までのやり方ですと先着順ということになっておりましたけれども、そのことについてでしょうか。それとも、もしくは何かほかの方法、</p>

	お考えということでしょうか。
黒井浩之委員	はい。特別委員会室に回ってもらうということが、新たな提案というのではなくて、今までもそういった流れではしていたというふうに理解しておりましたので、そのことを改めて確認したいということです。
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。特に新たな方法を加えるということではなくて、これまでの先着順でっていうことで、よろしいということですね。 秋葉委員
秋葉雄委員	すいません。事務局として、可能なのか、どうかっていうことだけ確認をしておきたいと思います。
佐藤博幸委員長	事務局大体どの程度の席数だったら確保できますか。事務局主幹
事務局	前は市長の証人尋問でございまして、関心が高いということで、一般傍聴者30席準備しております。今回10席程度ってお話もございましたので、まず10まで減らして。前回はそうだったんですけど、30席あふれば、特別委員会室に、音声のみではございますけども、回っていただくようなことを考えておりましたので、今回、中に入れる数が少なくなれば、一般傍聴席10人、超える方については、特別委員会室に回っていただく、そういう扱いがあるか。黒井議員、おっしゃるとおり、同様の考え方でございます。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	ごめんなさい。その際ですね、ここに入れる人は10席程度と。それで入れる人はどういうふうを選ぶかっていう、先着順ですか。
佐藤博幸委員長	これまでのやり方に準じれば、先着順ということになるんですが、それでいいかという問題もあるんですが、どうですか、ほかの委員の方。坂本委員
坂本昌栄委員	先着順になると、どんどんどんどん役所に、早くに、これまでも30席でも、やはり早くに来ないと入れないということがあって、事務局、相当早くから準備されていたかなと思うので。何か、抽選みたいな方法とかってとれば、そのほうが、余り、ただ、事務局はどちらの負担が大きいかってこともあるんですけど。
佐藤博幸委員長	今、坂本委員のほうから、抽選という方法もあるのでないかと、先着順でない方法もあるのでないかというお話でしたが、このことについて、ほかの委員の方、御意見ございますか。この2案ということで、どうしたらいいかというところですね。はい。黒井委員
黒井浩之委員	前回1度しているのですね、やっぱり2回目も同じような形だと思って何か席が減っていると、ちょっと驚かれたりとか。それから、やっぱりこう、先着順だと思って早くきたのに何か抽選だという、基本的にやっぱりこう、そういった情報を、会議開催、多分、ホームページとかで流すと思うので、その際につけ加えてやっていただきたいとい

	<p>うのと。あと方式については、私はやっぱり先着順だと、逆に10席だってなると、さらに早くなったりとかで、11番目の人は何かこう不満が、溜まってとか。やっぱりある程度、抽選にしますということを事前に流しておけば、そちらのほうはむしろ落ちつくのではないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。黒井委員の案としては、10席、先着順ということなんですが、事前の案内するところでですね、先着順ということを一言加えたほうがいいのかという御意見ですね。違う、ごめんなさい。抽選でしたか。</p> <p>はい。分かりました。抽選で行いますということをつけ加えたらどうかという案でした。田中委員</p>
田中宏委員	<p>よくあるパターンとしては9時半の時点で、抽選にエントリーしている方の中から、10席選ぶというようなことを書いておけば、9時半までに行けばいいんだなというようなことも分かるので、その辺、明確に書くというのが大事かなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。ほかに御意見ございますか。このことで、よろしいですか。決めたいと思います。それでは案としては、二つ、大きくは二つかなというふうに思います。</p> <p>一つはこれまでどおり先着順、そして10席程度ということによろしいという方は挙手願います。いいですか。先着順。まず先着順がよいか、抽選の方法が良いかということをお聞きしたいと思います。</p> <p>ないようです。</p> <p>抽選ということによろしいとする委員の方、挙手願います。</p> <p>全員です。</p> <p>抽選ということにしたいと思います。</p> <p>先ほど案がございましたけれども、事前の案内のところには、抽選で10席程度ということで行いますということで、事務局のほう、お願いできますか。そういうことで事務局のほうにお願いしておきます。</p> <p>そのほかには公開とか、報道機関からの撮影や録音の願いとか、それから補佐人の取扱い、このことについては前回どおりとしたいと思います。それでよろしいですか。それで確認させていただきます。尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>再尋問に当たってということで、7月25日の証人尋問がございました。その他なのかここなのか、分かりませんが、尋問を振り返ってというところになりますけれども、百条委員会立ち上がったときに市長としては真摯に対応する、若しくは、しっかり対応するというようなお話をいただいたと記憶しておりますし、7月25日当日もですね、何もつけ加えないという宣誓もいただいているという状況でありました。</p>

	<p>実際に尋問が始まった中では、なかなかイエス・ノーについて、はっきりお答えをいただけないというような状況もあったかと記憶しておりますし、その結果、何回も同様の質問を行うようなことになって、時間も非常にかかったというふうに思っております。</p> <p>また、新政クラブの政務活動費は、というようなお話ですとか、何々議員だったら御理解いただけると思いますが、というような発言も記憶しております。それは余計な内容のつけ加えだったというふうに思っております。さらに言えば、訂正していることですからというような発言も多かったというふうに記憶しております。</p> <p>今回の調査、100万円の寄附を受けながら、記載されなかった事実、それから2度の訂正が行われたという事実、それから100万円を支援者に渡した事実、こういったことについての調査を行うための百条委員会の調査でありますので、本当に真摯に対応、しっかり対応するというのであればですね、質問に対して、端的にイエス・ノーじゃない質問もあるわけですがけれども、イエス・ノーの質問に対しては、端的にお答えいただくことと、あと余計なことはつけ加えないと宣誓いただいていますので、次回もう1回宣誓はしないんでしょうから、そこはですね、尋問の冒頭に、その点について、証人にですね、しっかりと伝えていただいた上で、運営をいただきたいというふうに思っていますので、これは御意見としてお伝えしたいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。分かりました。ただいまの御意見ということでいただきました。私の、前回については、議事裁きも不手際があったかと思えます。そのことについては、私も反省もしながらですね、次回、同じような質問、また同じような答弁、こういったことに至らないように、私の議事裁きもしっかりとやっていきたいと思えます。</p> <p>それに加えてですね、委員の皆様からは、繰り返しにならないような質問とか、長くならないような質問とか、一問一答方式ですので、そういったことでお願いをしたいと思います。あと、最後にですね、市長に対しましても、次回は、宣誓という場面はございませんので、またなお、開始の冒頭にですね、宣誓文と同じようなことを私が証人に申し上げたいというふうに思います。黒井委員</p>
<p>黒井浩之委員</p>	<p>はい。すいません、一つその辺よろしくお願ひしたいと思えますけれども、議員の名前が出てきた黒井ですけれども、私も、なかなか的確な答弁いただけないものですから、経過を振り返りながら質問したつもりなのですが、黒井議員であれば分かると思えますがというふうな形の、ちょっと私としては揶揄されたような受け止め方をして、なぜそういったことを発言するのか。私は私で、もっとこう、やりとりはしたかったわけですがけれども、端的な質問を心がけたものですから、そういった形で、次の段階に移りましたけれども、次からは、ああい</p>

	<p>った形の議員名を挙げて、どうこういうような場面ありましたら、まず委員長のほうから、まず厳しく注意をしていただきながら、速やかな進行をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。分かりました。ただいまの意見も踏まえまして、しっかり受け止めましてね。次回の30日の証人尋問には臨みたいというふうに思います。それで御了解いただけますでしょうか。はい。そのようにしたいと思います。あと、この件については、ほかにございますか。30日のことについて、よろしいですか。はい。</p> <p>これまでの意見を集約すると、傍聴席は、一般傍聴席を10席程度、そして抽選で行うということあと、それ以外の方については、特別委員会室で音声だけになりますけども、そちらのほうで傍聴していただくということにしたいと思います。</p> <p>あと公開ということで、引き続き、お願ひをしたいと思います。それから報道機関からの撮影や録音の申出があった場合の取扱い、補佐人の取扱いについては、特に御意見ございませんでしたので、前回のとおりに、これまでのとおりに、進めたいというふうに思います。</p> <p>それでは、再尋問の運営につきまして採決いたします。傍聴席は一般傍聴席を10席程度に減らすこと、それ以外の再尋問の運営につきましては、前回、委員会運営と同様にすることに御異議ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決しました。なお、委員会室に入室できない一般傍聴者の方は、特別委員会室で音声のみを聞くことになりますので、先ほど御案内したとおりに、抽選でということも案内の中にですね、つけ加えてトラブルにならないように運営していきたいというふうに思います。</p> <p>以上で再尋問に当たっての出頭すべき日時、場所、それから運営については、委員会で議決いたしました。</p> <p>よって、私から議長へ証人出頭要求書を提出して、議長から市長に対し、証人出頭請求書を送付することになります。</p> <p>次に、記録の請求についてを議題といたします。前回の委員会で、皆川証人の証言に基づきまして、関係者に対して、記録の存否を求めることを確認し、去る8月3日付けで、郵送で照会いたしました。</p> <p>8月8日及び8月9日に回答書の提出があり、事前に御手元に配付いたしておりますので資料のとおり、記録は存在するとの回答がございました。また、前回の委員会では、記録の請求の際は、手紙の発信者及び手紙の所有者に対し、記録の提供についての了解が必要ではないかとの御指摘を受け、なお、法的助言者の助言を求めることと、確認をいたしました。</p>

法的助言者に対して助言を求めた結果、民事訴訟法では、文書の所持者は、裁判所からの提出命令に対して、その提出を拒むことが原則できないことになっているとのことであり、手紙の記録の請求に当たり、手紙の発信者及び手紙の所有者に対し、事前の了解の有無を求めることは不要ではないかとの回答をいただいております。なお、これに関連して、手紙の内容を公にして、証人尋問をする際は、手紙が信書であることを鑑みれば、事前に手紙の発信者に対して、証人尋問で公開されることの了解をとったほうが適切ではないかとの助言を受けまして、事前に手紙の発信者の了解を取った上で、尋問を行った経緯があります。記録の存否に関して、御意見ございますか。一覧表を配付しておりますけれども、26番、27番についてのことになります。ございませんか。はい。それでは、いいですか。ありませんね。

それでは請求する記録一覧表26番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて採決を行います。請求する記録一覧表26番の記録については、回答書問2(1)及び(2)の記録を、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、そのように決しました。

次に、請求する記録一覧表27番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて採決を行います。請求する記録一覧表27番の記録については、回答書問2(1)の記録を、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。いいですね。

よって、そのように決しました。

次に、ただいま可決されましたそれぞれの記録の提出期限を、8月23日とすることに御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、記録の提出期限を8月23日とすることに決しました。

次にまいります。協議題の3、次に、パワハラ疑惑に関する調査の今後の進め方についてを議題といたします。アンケートの回答内容について、どのような方法で、委員間の情報共有を図るかについては、第9回の委員会において、個人の特定につながるおそれがある箇所を配慮した上で、委員の皆様へ配付するという決定をいたしました。

この決定を踏まえて、正副委員長で配付する内容を確認した上で、先日、委員の皆様へ手交したところであります。委員の皆様には、事前に読み込んでいただいたこととしますので、アンケートの回答内容を踏まえて、パワハラ疑惑に関する今後の進め方について協議を行

	<p>います。なお、協議に当たりましては、円滑な議事運営を目的に、委員長において、意向調査書（案）を作成し、事前に議員の皆さんに配付しております。このことも含めて、パワハラ疑惑に関する調査の今後の進め方について御意見いただきたいと思ひます。御意見ございませぬか。坂本委員</p>
<p>坂本昌栄委員</p>	<p>アンケート調査、意向調査のところ、見させていただきませぬ。私としては、1番は、証人尋問に答じることができるといふことであらば、ここに関しては、いいのかなと思ひますが、2番の正副委員長並びについていふところになると、その正副委員長さんから私たちが又聞きしなさいいけないといふことになって、百条委員会としての審議をする上での信憑性とか、有効性に欠ける部分が出てくるのではないかなと思ひるので、1番のみで、書面の聞き取りについてもそうですし、書面の聞き取りってことは、今まであったアンケート調査と同じだと思ひますので、1番のみで行っていただけるほうが、よろしいのではないかなと思ひます。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。ただいま坂本委員から御意見ございませぬが、そのほか、ただいまの坂本委員の御意見も踏まえてですね、ほかに御意見ございませぬか。佐藤委員</p>
<p>佐藤昌哉委員</p>	<p>アンケート調査をする際に、記載したことがあったと思ひます。証人尋問に答じられる方、または事情聴取に答じられる方といふことで、二つのことを記載した上で、アンケート調査をしたといふ経過があるかと思ひます。なので、その後、その答じられるか、答じないかといふところも含めてですね、これは丁寧に意向調査、やっぱりそういう、当初の約束どおり、果たしていくべきだといふふうに思ひます。これは、(2)も当然入れるべきだと思ひます。</p> <p>あともう一つ、つけ加えますと、この意向調査は、この次に確定するといふことで、これからの修正等の余地もあるかと思ひますけれども、ただ(1)の証人尋問に答じることができるといふところにですね、例えば、場所とか傍聴とかありますけれども、非常にその意を決して、当然、アンケート調査を記載してくれたといふ方の心情を見ますと、尋問にも答じたいけれども、いろんな私は分かりませぬけども、いろんな環境がこういうふうに整えば、尋問に答じることができませぬよといふところもあるのかかもしれませぬ。</p> <p>そういうところを酌み取るためにも、どういったその要件が整えば尋問に答じてくれますかといふ欄を、その(4)で一括でするのではなくて、各、その証人尋問に答じることができるところにその部分を加えたりして、あと(2)の聞き取りに答じることができるといふところにも、どういう状況であれば、聞き取りに答じることができませぬかといふことを、1個ずつ項目ごとに、尋問に答じられる方の意思を尊</p>



	<p>重して書いたほうがいいのではないかなというふうに思います。以上です。</p> <p>全体的にはまだ、自分としてはあるんですけども、あとで意見を申し上げたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。佐藤委員の考え方としては、内容は項目、そして、順番でいいんですが、ただ(4)については、(1)のところに持ってきたほうがいいのか、(2)のところでもそういうふうにしたほうがいいのか、その辺は…。</p>
佐藤昌哉委員	<p>(4)の部分を一括して、ここに記載するって、なかなか理解しにくい部分があると思うので、証人尋問に応じることができる。これだけではちょっと判断できないのではないかなという考え方もあると思うので、どういうふうな要件を整えれば応じますよというところを、その尋問される方の意思を尊重して記載する欄があったほうがいいんじゃないですか。(2)も同様な。</p>
佐藤博幸委員長	<p>に加えて、欄を設けたほうがいいという考え方ですね。はい。分かりました。はい。ほかに御意見ございますか。尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい。今の関連なので(1)の証人尋問に応じることができるという中で、場所と傍聴に、委員外議員の傍聴についてと書かれています。恐らく公開してっていう方は、多くはないんだろうと推察されるわけですけども、秘密会なのかどうかという条件もあると思いますので、条件に入れるとすれば、もちろんそういったことも確認した上で進めるべきであろうというふうに考えるところであります。</p> <p>また先ほどの坂本委員からの御意見もありましたけれども、やはり、その証人尋問を今回、市長と職員という関係の中での尋問ということになりますので、かなり、職員としてはプレッシャーもあるんだろうなというふうに思いますので、証人尋問ができれば、ベストだというふうには思うんですけども、それ以外の方法でも、事実が確認ができるような手法があって、それが法的にどうか、問題ない手続だということであれば、やはり選択肢を示した中で、事実関係を確認していくというの、もちろん手法の一つだというふうに思いますので、その点も併せて御検討いただければというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>例えばですね、書面による聞き取り調査っていうのはアンケートと同じことになるのかもしれないですけども、補足して聞きたいっていうときに、例えばメールでのやりとりとかっていうことで対応できるものなのかどうか。それで、意向調査の確認っていうのもですね、書面で、一発で全部取るっていうよりは、それぞれ、おっしゃりたいこととか、具体的な事案っていうものそれぞれ異なるわけなので、全部聞き取りをする必要もないのかなということも思うんですね。だと</p>

	<p>すればある程度選んだ上で、こちらの側でセットして、それを、お送りをして、きちっとした証人尋問という形にならなくても、そのアンケート調査の補完的な形で聞き取りができれば、私はいいだろうというふうに思います。</p> <p>ほかの事例もいろいろ調べてみたんですが、小委員会をつくるとか、分科会をつくるとかっていうことで対応している場合もあるんですね。百条委員会でやる調査っていうのは。なので、それは、これだけ大勢の方が関わった事案ですから、必ずしも全部、会場に来ていただくとか、あるいは、秘密会を開くとかっていうことが求められるのではなくて、事案として、これは重要だということを抽出をして、その人たちについてだけは、しっかりと調査を進めるということ、手分けしてやったっていいんじゃないかっていう、そういう気持ちでいますけれども、いかがでしょう。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>今、秋葉委員からの御意見もございました。3番についてのことかと思えます。1点目のメール、書面によるというふうに書いてありますけども、メールも一応想定はしておりました。ということはアンケートを、お願いしたときも、現職の職員の場合は、メールも可能ということで御案内をしておりましたので、今回のこの書面による聞き取り調査についてもですね、それも想定をしておりましたので、この点については、つけ加えて、これは可能ですね、事務局としてはどうですか。メール、現職の職員の場合、可能ですか。できないっていう方法ではない。はい。方法としては可能だということです。副委員長</p>
<p>菅井巖副委員長</p>	<p>はい。ちょっと打合せのときいろいろ確認も委員長ともしたんですけど、まず意向調査の対象者、どなたにされるかということ、これも御議論いただきたいです。やはり、こちらの助言をいただく弁護士に確認をいただき、百条委員会という性質から言えば、証人尋問そのもので得たことをみんなで真実をちゃんとを調べる。調査するということが目的でありますので、それ以外について、私と委員長と、または書面とかというふうな聞き取りの有効性、先ほど、尾形委員から事実関係の確認と法的にという部分で、どれだけこの百条のところ、有効性があるのかということ、これ弁護士のほうから確認いただきたいなと思えます。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。分かりました。なお、この意向調査については、事前に意向調査をすることについては、確認をしておりましたけれども、なお法律的に有効性とか、それから、手続として、今後の進め方としてですね、どういう方法が1番望ましいのかということも含めてですね、再度、弁護士のほうからも確認してですね、文案と書式こういったことも踏まえてですね、確認をしたいと思えます。</p> <p>また、この委員会で、もう一度、内容を、正副委員長で、また詰め</p>

	<p>ましてですね、そしてまた、皆さんのところに諮りたいというふうに思います。黒井委員</p>
<p>黒井浩之委員</p>	<p>そういった方向性はいいんですけども、例えば、この文面の中でも、例えば書面による聞き取りとかそういったものも、実際の裁判でも認められていることですし、法的な手順でもあるので、もともと、このアンケートを出した段階で、記名された方には、御協力をお願いしますということも出しているのもともと協力する意向があればこそ名前を書きただけのわけです。</p> <p>その方が、ただ、もういきなり証言でないと、協力できないというふうな形を選択させてしまうのもどうかと思いますので、やっぱり、その意向を持った方がどのような形であれば協力できるのか、協力したいのか。そのような形をちょっと丁寧に酌み取っていただければというふうに思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。分かりました。今、黒井委員から御意見ございました。私が意向調査をするということの提案をした趣旨もただいまの件と同じでございます。できるだけ法律的に可能であればですね、事実も確認しながら、丁寧に進めるという趣旨でございますね、この意向書を出してですね、御意見をお伺いしたほうがいいかなという趣旨でこれを今提案しているところでございます。</p> <p>先ほどの皆さんからの御意見の中に、いろいろございましたので、それからあと、もう一つですね、今後確認しておきたいのが先ほど尾形委員からありました、非公開・公開、このことについても、このお願い文のですね、ところにつけ加えたほうがいいかなと。これ落ちていますよね。そういったところ、抜け落ちていきますので、これもつけ加えてですね、書きたいと思います。</p> <p>それで、そのための確認ですが、非公開ということで証人尋問は行くと、秘密会で行うということも書き加えるということで、この件についてはよろしいですか。はい。じゃあそうさせていただきます。佐藤委員</p>
<p>佐藤昌哉委員</p>	<p>それも含めて、まず意向調査をされたほうがいいのではないかなと思うんですけども。だから、再度アンケート調査で実名挙げた方が証言きると、これは、聞き取りでは分からないわけですよ、現時点では。だから証人尋問しますよといった場合は、非公開ですか、公開でもいいですかというのでも聞くのもいいかな。確認するのもいいかなと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>そのことについても記名された方に確認したほうがいいという御意見でございますか。全体として秘密会・非公開ではない。お1人お1人お聞きしたいほうが。分かりました。石井委員</p>
<p>石井清則委員</p>	<p>尋問する、聞き取りするというのがあって、ハラスメント、この間、</p>

	<p>少しほかの団体でハラスメント調査ってどうやってやるもんですかっというの、いろんな企業だとか、聞いて回っていました。聞き取りするときに、まず、その発言の根拠となる資料、例えば録音であったり、メモであったり、法的に、裁判の判例でもありますけども、何か鉛筆では、あまり根拠がないだとか、ペンで書いてあるとか、どのくらい日記をつけていただとか、そういった、根拠となるものがないと、ただ言ったから認定ということになり得ないと思いますので、その辺をちゃんと整理した上で、その根拠となるものがないと、ただいたずらに、ここであつたらしい、なかつたらしい。そうかもしれないということでも百条委員会が、ただただ時間を費やすことになることになると思いますので、やはりその来ていただく方、協力してくれてくれるという方に関しては、やっぱり根拠となる資料をやはりセットで準備していただかないと多分委員会で聞いても、そこで何を言ったとしても、何の根拠もない発言が、ただただ残っていくだけになると思います。その辺をしっかりといただければと思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>秋葉委員</p>
<p>秋葉雄委員</p>	<p>ただいまの発言は、そういう側面ももちろんあるとは思いますがけれども、今回のハラスメントについてのアンケート調査というのに協力をしてくださる方は、本当に意を決して言ってくださったんだなということが分かるような内容が結構ありましてですね、その傍証となるような目撃証言も一緒にある場合が結構あります。</p> <p>それはもう証拠能力のある証言だと私は思いますので、そうだとすればそういったものを抽出するっていう作業が最初になきゃいけないかなと。もちろんその石井さんがおっしゃったことと同じことですがけれども、そういうものがないものについては、やはり省かざるを得ないだろうと思います。なので、1回ですね、委員の中、秘密会で、資料をもとにして、話し合いを持ったらどうだろうと思うんですけど、いかがでしょう。それで対象を絞り込むということをしなないとはいけない、できないんじゃないかなあと。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。ただいまの秋葉委員の御意見ですが、私もですね、どの段階でやるかということがありました。事前にですね意向調査をして、その中でまた、絞り込みだったり、対象をどうする、それからどなたにお願いするとか、というようなことも意向調査に基づいてっていう要素も大きくなるかなというふうに思っていたもんですから、それは行うことは、やぶさかでないんですが、どの段階でやったほうがいいのかっていうところはあるとして、はい。それについてはいかがですか。</p> <p>秋葉委員。</p> <p>はい。少々お待ちくださいね。秋葉委員、どうですか。今の、ちょっとマイクをお願いします。</p>

秋葉雄委員	<p>順番はね、私はどちらでもいいと思います。でも、いずれにしても、全部シャットアウトした中で、我々だけで議論する場、要するにそのアンケート調査の中身を知っているのは、我々だけなので、その人たちで、どういうふうにするかっていうことを、1回は、検討する機会がなきゃいけないかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。はい。ちょっとお待ちくださいね。ちょっとお待ちくださいね。今の秋葉委員の御提案については、それをやると、行うということについて。ただ適切な時期、タイミングっていうのがあるかなとも思いますので、やることについては、確認をしておきたいと思いますが、よろしいですか。佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>今の件で、29人でしたね、実名でいらっしゃるということで、それを最初から我々選択していいものかっていう議論があると思うんですよね。だから多分29人の方は、その時点では、意を決して、どちらかに、しますということで来ましたが、日数も経過して、どういう考え方になっているか分からないところもあると思います。</p> <p>なので意向調査を踏まえた上で、それをやるということであればいいのかな、ベストだと思います。なので、あくまでも、29人の方々の意思を尊重しながら、これを我々で選択してやるっていうのはちょっといかがなものかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。ただいまの意見も、意向調査を踏まえての御意見かなというふうに思います。そのように進めたいと思います。この件についてこれでよろしいですか。田中委員</p>
田中宏委員	<p>今、佐藤委員言ったこととかぶっているんですけども、回答者、実名で記載していただいた方に意向調査してから、こちらの内部的な絞り込みで何かなのか順番の問題だなと思って、それ言おうと思いました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。あと先ほど副委員長から提案ありました対象者、この意向調査をする対象者をどうするかということがございました。この件に関して御意見ございますか。</p> <p>副委員長、特に、副委員長の頭の中で、こういった方というようなことで、具体的に今の段階ありますか。</p>
菅井巖副委員長	<p>アンケートに実名でお答えいただいた中でも、実際ということで、いわゆる、何だ、言動ということで受けたという方々がいらっしゃるわけですので、その方が有効なのかなと私は思っております。だから目撃したとか、聞いたとかっていうのは入らないんでないかなと。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。確認です。受けた、直接、受けたっていう方、問3、それから問6が、実際に目撃した人、それから問9が聞いたっていう3つの問いが関係しております。</p>

	<p>この中で副委員長の案としては、問3と問6は除くという御意見。問3だけ。6と9は除くということですね。はい。分かりました。はい。石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>今、問3のみ、実際に受けた方のみということだったんですけども、先ほど石井委員からもあったとおり、受けた方で、それを目撃、直接している方というのは多分その証人になり得ると思うので、当然見た、実際に目撃したところまで。なかなか、ちょっとうわさで聞いたというところまでは必要ないかなと思うんですが問いでいうと、3と6までは確実に必要かなというふうに思います。はい。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今2つの意見がございました。ほかの委員の方は。黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>公のパワハラ関係の事例でも目撃した云々も、しっかりと証拠能力があるということにもなっていますので、そういった方も当然対象になると思いますし、それから、その実名を挙げているという方には今後、協力をお願いする場合あるというふうに言っているの、その方はどのような形の協力をしたいという意向があるのかを確認する意味でも、実名の方には全員に出していいのではないかなと、いうふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。それではほかに御意見。石井委員</p>
石井清則委員	<p>意向調査でどこまで踏み込めるかもあるんですけども、ハラスメント問題で言えば、加害者と被害者、被害を受けたと言っている方がいらっしゃればハラスメントの問題で取り上げざるを得ないというのが現状かと思えます。</p> <p>その受けた方、一体どうしていただきたいのかっていうのが、全然意向として分からないと。例えば、なくしてもらいたいとか職場環境を直していただきたいだけなのか、それともトップを変えていただきたいということなのか、そういったところも、この委員会の判断の最終的なところに大きく関わってくるのかなと思います。</p> <p>そこがちょっと見えてこないというのが、結局、現在まで様々な方法が分からなかったというのも理由になるかもしれませんが、訴える方法はいろいろあって、先ほど根拠っていう話もさせていただいたんですけども、これまでも行動に移そうと思えばできたのが、今回をきっかけに動いてきたということなのか、その辺が、全然分からずに、ただただやめてもらいたいという思いだけを、誰かに聞いてもらいたかっただけなのかもしれませんし、その辺がちょっと我々委員のほうで、全く把握できていない状況で、一体どこに、その被害を受けられた方、何をしていただきたいのか、どうなったらいいのかというのが、ちょっとこの立ち上げのときから全く見えてこないで、その辺の考えを聞けるような、聞き取りであったり、そういう状況にしていいただければと。</p>

佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。ただいまの、ちょっとお待ちくださいね。石井委員の御意見に対しましてはですね、先ほど佐藤委員からも出た、その項目ごとに尋ねたほうがいいということと、あとその他で、その自由記述欄があります。ここでですね、どういったことをこの百条委員会に望まれるのか、それから、アンケートに書いたことの補完するようなこともですね、もしあれば、ここに自由記述で書いていただければという趣旨でこの欄がありました。五十嵐議員</p>
五十嵐一彦委員	<p>石井委員からはそういった意見ありましたけれども、この百条委員会の性質として、パワハラがあったかどうかその事実確認が主な目的であって、その対応まで、ここでやるというのはいかがなものかと思えます。</p>
佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	<p>はい。仮に事実確認をするということを別に否定もしませんし、それは必要なことだと思いますけれども、その事実確認、先ほど根拠という話をしたりだとか、あったかなかったかを、この委員会で決めていくという、その機能がここに前例、ほかのどこ見る多数決で認定したというところも、事例としてはあるみたいですがけれども、そこまで、この委員会にあるのかだけはちょっと、どこまでの権限があるのか、ハラスメント認定って裁判とかでもかなり難しいところが、例えば、ほかの事例であるとおり多数決でハラスメント認定、決めてしまうっていうことが、この委員会で可能なのかっていうのも、かなり疑問に思うので、ちょっとどこまでの権限があって、世に出ているは百条委員会としてはハラスメントがあったと認めると言ったとしても、多分、世の中の的にそれが多分裁判になりだとか、という先のことを、ただ混乱させていくだけのような気もするので、ちょっと百条委員会として何ができるのかだけはちょっと、もう少し具体的に皆さんで情報共有できたほうがいいのかなと思いますので、その点ちょっと事務局なり、弁護士さんなりをお願いしたいなと思う。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの意見に対しては、まだ、そこまでの段階でなくてですね、私の考え方としては、いろんなそのまず事実解明のために、情報や資料を収集してですね、証言も含めてです。そういったことを踏まえてですね、必ずこの百条委員会で取扱いをどうするか、また法律的に可能かどうか、こういったことも含めてですね、判断しなければならぬ段階、来るわけでございますので、その段階のときにですね、また、このことについては、皆さんの御意見をいただいて、決めていきたいというふうに思っております。</p> <p>あと先ほど、確認ですが石井委員から提案のありました証明するもの、証拠としての何かあるかっていうこと、そこについては、意向調査の中で尋ねることも可能かなというふうに思うんですね。例えばこ</p>

	<p>れを何か、録音だったりメモだったり、日記だったり、そういったものがあるかっていうことで、1項目加えることも可能かなと思うんです。この件についてはいかがですか。尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>先ほど石井委員のほうで、いろいろ調査したというお話ありました。証拠がなければ、私、そこまで詳細に調査していないんですけど、証拠がなければ認められたケースが一切ないというか、要は証拠が確実ないと、パワハラ認定はならないというのが、全般的なものなんですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今のは、委員にお尋ねですか。石井委員</p>
石井清則委員	<p>証拠がなければって、証拠がなければ、認定されるのかされないのかという質問かと思えますけど、されないと思えますけども、証拠がなくて、パワハラ受けたと言われても。</p>
佐藤博幸委員長	<p>尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>いわゆる録音ですとか、そういったものはない中で、認定されたケースはないという認識なのかどうかという意味合いでした。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。確認です。石井委員。もう一度お願いします。</p>
石井清則委員	<p>一応、私調べた限りでは、例えば、録音だとかは分かりやすい。動画だとか分かりやすいことだと思います。あと、メモ書きだとかもあるんですけども、その場合も、裁判官によって変わるみたいですけども、鉛筆だと加筆修正ができるので、それは証拠能力として低いだとか、ペンで書いているかとか。</p> <p>日記に記録が残っていたとした場合に、その日記をどのくらいの範囲で書いていたのか、それが加筆修正されていたのかいないのかだとか、そういったことをいろいろ積み重ねていって、証言がありました。それが複数あって、それも結局、裁判官の判断で司法の判断している話なので、我々がそこまで、例えば、曖昧な記録であったり、曖昧な証拠の中で、我々がそこを判断していい権限を持っているのかどうかというのが一番疑問で、あったと思われるまでは言えたとしても、あったと認定することが果たしてこの委員会のできるのかというのがさっき、何だ、弁護士さんなりに見解を確認してほしいということで、なかなか、こっちで勝手にあったって言っても、今度、逆に百条委員会の調査が駄目なんじゃないかという変な混乱を招く可能性がすごくあるので、裁判の中では確かに被害を受けられた方が、意を決して裁判に、民事訴訟等で訴えてはいますけれども、結局、裁判官の判断で、もう認められないというケースも多々ありますので、そういった混乱をこの委員会から出すようなことにならないようにするには、ある程度、確定した証拠だとか、あと証拠能力があるかないかも、せっかく弁護士さん、お願いしているわけですので、そういった確認が必要で、慎重にやっていかなきゃいけないのではないかと。あと委員長が言って</p>



	<p>いたあのアンケートで、証拠になるようなものもあるかと。根拠資料あるかという、尋ねるは全然いいと思うんですけども、それを持ってきてもらわないと、多分今回のやり方でいくと、根拠資料があって、それを、存在しますかって確認をして、さらにそれを提出してくださいってということで、そのやりとりでも1か月ぐらいかかってしまうので、そこはもうどんどん短くしていかないと、ずるずるずるずる委員会を続けていくことになっていくので、特にアンケート、もう読ませていただくとかかなりの数、人数がいるのでやっぱり絞り込みだったりだとかその根拠資料だったりとかっていう、押さえるべきところ押さえないと、委員会だけが、ただただ長くなっていくという気がするの。質問の答えになっていないかも。すいません。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>尾形委員</p>
<p>尾形昌彦委員</p>	<p>概要は分かりました。要は証拠能力というか当然、裁判所で認定する場合と、あと、先ほどお話あったように、パワハラの百条委員会で認定したケースもあったかと思えます。そういった事例を含めて、ちょっとどこまで百条委員会でできるのかというところについては、少し幅広にっていう言い方変ですけども、なければじゃだめなのかっていう、録音とかなければだめなのかと。いうようなところもありますんで、その辺も含めてちょっと議論できる場があると、よろしいのではないかなあというふうに思います。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。分かりました。その場は必ず必要になってくると思います。それで、そのための、例えば、分かりやすく言えば、意向調査の中で、そういった証明するものがあるかどうか、いわゆる存否の確認みたいな、そういう項目があったほうがいいかなと。それについての、あとそれから先は、またもう一度この委員会の中でですね、認めるのか認めないのか、そういったことの議論も必要かなというふうに思っております。それを、存否の確認という意味で1項目加えるということについてはよろしいですか。何か証明するものあるか。何か御意見。</p> <p>尾形委員</p>
<p>尾形昌彦委員</p>	<p>すいません。つけ加えて、いわゆる一緒に同席した人がいたのかどうかと。というところも一つの証左になるのではないかと思いますので、1人で行って誰も見てないんであれば、確かに、録音がなければ認められないわけですけども、一緒に行った方が目撃していれば、証人になり得るのだなというふうにあります。その辺ちょっと御意見伺いたいというところがあります。</p> <p>加えて、例えば、いわゆる公的な会議の中でそういうことがあったということであれば、公的な会議の中での録音という部分が存在するのであれば、それも一つの証拠になる、なり得るのではないかなというふうに思いますので、その辺が、どういう会議だったのか、ちよっ</p>

	と確認した上で、そういったことも考えるべきではないかなあというふうに思います。
佐藤博幸委員長	<p>それでは、今の件、まずこの意向調査の中に、証明するものがあるかどうか存否の項目を一つ加える、それから、目撃、それから公的な、例えば正式な会議という場面もあるかと思しますので、そういったところの録音なんかもあるのかどうか、これも確認をして、この意向調査の中に記入していただくということによろしいですか。そういったことで進めたいと思います。</p> <p>それでちょっと論点も少しこうずれてきていますが、対象をどうするかっていうことの、ところでしたけども、先ほど二つの案がございました。3番の直接受けたということを対象にしたほうが良いという意見と、それから、問3とそれから、問6の目撃した、その場にいたという意味のアンケートの回答もありました。この二つの意見出ていますが、この件について。黒井委員</p>
黒井浩之委員	一応、私はアンケートに実名でいただいた方には、何らかの協力をお願いするかもしれませんということを了解していただいている方なので、まだどういった協力ができるのかということも含めて、意向調査を出すべきだというのが私の意見です。
佐藤博幸委員長	そうしましたら確認でお聞きしますけども、黒井委員に。問3と問6、それから問9の聞いた、それから、その三つが対象に考えたほうがいいのか。記名された方ですね、対象、実名者は全部という。
黒井浩之委員	私は実名者。例えば、その他の記入も、まずいずれにしても、協力の意向を示しているわけですので、どういった協力の方法があるのかを書いていただくというのはいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。今、黒井委員のほうから三つ目の案として、記名してくださった方、全てを対象にしてお聞きしたほうがいいのかと。御意見と三つ出ました。どういたしましょうか。石井委員
石井清則委員	あったかなかったか、ハラスメントがあったかなかったかということをやりたい、あったか事実を確認したいという方向で進んでいるのか。だとすれば聞き取り、見た聞いたっていう人たちも聞いてもいいかと思うんですけども、そもそもこのハラスメント問題自体で、被害者が当初から見当たらないっていうところが、私がすごく疑問に思っているところで、そこがはっきりしないといけないわけですね。やっぱり被害を受けられたと、実際受けられた方、で、先ほど意見の中でもありましたけども、それを補完する根拠として発言を見た聞いたが、必要な証拠になるのかもしれないということなので、その範囲を全部広げて見た聞いたまで広げる必要があるのかどうかすごく疑問で。結局、被害者がいないけど、ハラスメントはあったという認定も委員会としてはオーケーなのかどうなのか。あったと思われるしかな

	<p>らないと思うんですよ。結局、被害者がいないということは。なので、その辺が、ちょっと整理してもらったほうがいいかと思う。私は実際被害を受けられたと訴えている方だけでいいのではないかなと思っています。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。先ほど最後に述べられましたけども、問3の実際に直接受けた、この方だけに限ったほうがいいというお考えですか。そうですか。ほかに、この三つの案が出ていますが、ほかの委員の方の御意見を伺いたいと思います。草島委員</p>
草島進一委員	<p>やはり今回の100条でやらなければいけないのは事実確認ということなので、まず、問3に答えている方、これ10人未満だと思いますけども、まずその方々が証言できるかどうかというところが、まず、大事なところじゃないかと思えます。</p> <p>あとは、見た聞いたについては、聞いたについては、もううわさ話の範疇じゃないかというふうに思いますし、見たというところも、同席しているかもしれないと、それは分かりますけれども、まずは直接受けた方がそのパワハラと、どういうふうに感じられているのかというところを、しっかりと問うていくことが必要だと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかに御意見ございますか。坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>先ほど、全部ということでしたが、問10に関しては、ここに対する意見とか、百条委員会についての意見だとか、御要望を聞き取った形でのものだったはずなので、そこの方までに、またここに来て意見だとか要望を聞くっていう、実名を挙げて、そういうことをしてもらった必要性はないのではないかと思いますので、私としてもやっぱり、具体的に、パワハラを行った人が、現実的に出てこない限り、なかなか、パワハラ、セクハラについては認定されにくいというところがあるわけですから、やっぱり一番最初に、もしあれでしたら3番の、受けたっていう方たちが出てきてくれたら、それ以降にそれに当たるであろう人たちが、6番とか9番に、もしかしたらいるのであれば、そこが、3番が一番最初に、するべきことではないかなというふうに思いますが、</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今まだ、この件について発言されてない方、ございますか。いいですか。あと出尽くしたようであれば、採決したいと思います。いいですか。それでは三つの案が出ておりましたので、それぞれ、採決したいと思います。</p> <p>一つ目は、アンケート調査の問3、直接、受けたという方を対象にして、意向調査の対象者とするということに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>それでは(3)の直接受けたということに加えて、(6)、その場にて目撃をしたっていうことも加えるべきだという案に賛成の委員の挙</p>

	<p>手を求めます。ゼロです。</p> <p>それでは、記名してくださった方、全部に対して、まず意向調査をすべきだという、御意見が三つ目でした。この意見に賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>はい。それでは、賛成多数になりました。</p> <p>記名してくださった方、全部の方に、この意向調査をまず行うということにしたいと思います。</p> <p>ほかにあと内容としては、何かございますか。あと、いいですか。そういった方向ですね、また再度、正副委員長で、今、御意見いただいた内容について確認もしながらですね、進めたいと思います。</p> <p>秋葉委員から先ほど御意見のありました、この委員の中で1回、どういった内容をどういった方にどうするか、ということで一度委員の中で共有をしたいと、そのほうがいいのじゃないかという御意見ありました。先ほどこれについても私も少し述べましたが、一定の段階ですね、やはり、これも必要なというふうに思っております。ただその時期、段階については、意向調査を終えてから、それを踏まえてということではよろしいかどうかこれも確認したいと思います。</p> <p>それでよろしいですか。調査の後ということではよろしいですか。これも挙手願います。今ほど申し上げましたが、委員の中で、共有を目的としてですね、記名で書いてくださった方、内容、それから、事実関係を一度共有する場があったほうがいいということで、その段階、時期については、意向調査の後ということでは適切な時期ということでもう一度皆さんに諮りたいと思います。これでよろしいですか。異議ございませんか。田中委員</p>
<p>田中宏委員</p>	<p>今のは意向調査のフォーマット、まだ決まってないわけですが、それ意向調査を出すタイミングっていうのにも関係あるかなと思って、今、伺ったんですけども、その辺りちょっと御説明いただきたい。</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。今いろんな御意見、案として原案にたたき台として出しましたけれども、いろんな御意見もいただきました。それについて、訂正並びに加筆、こういったことも数多くありましたので、一度、正副委員長ですね、今日の御意見も確認しながらですね、再度、また、この委員会に諮ってですね、確定をしたいと思います。</p> <p>ただ、もう一つの方法としては、あとこのことについては、正副委員長に一任という方法もあるかと思いますが、このことについて、どうですか。あと私としては今日の議論では、正副委員長に御一任いただいても、出尽くしたかなと、それらを踏まえた形で、正副委員長に御一任いただければいいかなと思っておりますが、このことについてはいかがですか。いいですか。</p> <p>はい。じゃ、ただいまの報告、意向調査については行うということ。</p>

	<p>それから、行うことについては、書面のお願い文書、それから、この意向調査書の文案、これも調整してですね、行うということで、正副委員長に御一任いただけますか。よろしいですか。副委員長</p>
菅井巖副委員長	<p>案と文案を精査して、正副委員長で作ったものを、次回の百条委員会で皆さんに承認いただくという運びですよ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>その手続を御一任いただいて、正副委員長で、例えばタブレットで確認していただくか。再度、もう一度集まるとすれば、次回の30日の市長の証人尋問の後ですね、協議ということになるかと思えます。副委員長としては、次回の30日の市長の尋問の後の協議ということで決定をするということによろしいですか。</p> <p>はい。じゃあそれまでに正副委員長で内容確認、また詰めましてですね、皆さんに30日に御提案したいというふうに思います。そのようにします。</p> <p>共有の場については、段階を踏んでということ適切な時期ということで意向調査が終わった後ということで、これによろしいですか。御異議ございませんか。五十嵐委員</p>
五十嵐一彦委員	<p>そういう場を設けるという話でしたけど、その共有の場をやる目的っていうのをもう少しはっきりしといたほうが。何のためにやるのかっていうのははっきりしといたほうがいいのかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。はい。それでは秋葉委員提案されましたけれども、再度、今の五十嵐委員の御意見に対してありますか。</p>
秋葉雄委員	<p>これは、証人として呼ぶか呼ばないかっていうことも含めて、対象を絞り込むために、一度やっぱり、話し合いをしたほうがいいんじゃないかっていうことを申し上げたんです。意向後でいいんだよね。要するに、私はどっちでもいいとは思ったんですけども。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。五十嵐委員今の説明でよろしいですか。一度やはりですね、意向調査をして、どのような御意向を示されるかも踏まえてですね、やはり、この委員会で協議をすると。また、再度、今後の進め方ということですね。その段階での進め方というものが出てくるかと思えますので、共有の場を設けるということだけ確認しておきたいと思えます。時期は、意向調査後ということによろしいですか。御異議ございませんか。</p> <p>そのように決しました。よろしいですか。</p> <p>それでは協議題としては、準備したのは以上でございます。</p> <p>その他に入ります。私から申し上げますが、事前に委員の皆様へ配付いたしました元支援者の方から、委員会及び議長に対して、8月9日に抗議文が提出されました。抗議文については、返答を求められておりますので、このことについて協議を行いたいと思えます。</p> <p>まず、最初に当該文書に記載されている手紙の入手に関する経緯及</p>

	<p>び公表に至った理由などをお聞きしたいと思います。石井清則委員、お願いします。</p>
石井清則委員	<p>独自調査です。答える必要ありますか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。公表に至った理由は。</p>
石井清則委員	<p>事実確認のためです。</p>
佐藤博幸委員長	<p>以上ですか。はい。それでは、草島委員。</p>
草島進一委員	<p>はい。事実確認のために必要だと思いましたが証拠として、認めたいほうがよいという発言をしました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。あと経緯については、公表するという経緯に至った、その辺はいかがですか。</p> <p>（「すいません」と言う者あり）</p> <p>少々お待ちください。今、草島委員に…。</p> <p>（「その前に、この抗議文返答求められているということで、議長と委員長が、返答が必要だと認めたから今聞いているということで、こういった抗議文が来た場合には、毎回毎回こう返答を返さなきゃいけない根拠、委員会としてあるんですか。ただ単なる委員長の判断、議長の判断ということですか。」という者あり）</p> <p>皆様に今お聞きしているのが、まずは、この方から、名前が出ておりますお二方からですね、経緯と理由について伺いして、そのあとのことについては、法律的な関係もあつたりとか、いうようなこともあるかと思しますので、皆さんの御意見も踏まえてですね、今後の取扱いをどうするか。このことも、協議をしたいというふうに思っております。石井委員</p>
石井清則委員	<p>だとしたら、聞く前にそれを話ししてもらって、委員会として方針決めて、それで個別にどういうことですかと聞いていただいたほうが、順番がちょっと違うのかなと思います。</p> <p>もしそうであれば、どんどんいろいろ、投書入っていますけども、私に届いた手紙とかも委員会に持ってきたら、対応してくれるんですか。私じゃなく、議長、委員長宛てに出してくださいというふうに返答して、それが来たら、委員会で毎回こういった対応をしていくということなんですか。別に協力しないわけじゃないですけども。知らない方でもないの、幾らでもお答えはできますけども。委員会として扱わなきゃいけない問題なのかっていうのがちょっと疑問に思っているの。</p>
佐藤博幸委員長	<p>私としては、考えを申し上げますが、やはりこの抗議文については、議事運営並びに実際に書いた方のプライバシー権だったり著作権だったり、所有権だったりというような、法律的な関係もございますから、やはりこの辺は、皆様の御意見を伺いながら、進めていきたいという意向で、今伺いしております。石井委員</p>

<p>石井清則委員</p>	<p>ちなみに、同じように手紙として、御本人から市長あてに出された資料の何番でしたっけ。24番ですか。そのときには、こういったことが全くなく、ものが進んでいって。今回出しちゃいけないだとか、出されたことが問題になるっていうので、ちょっと文章の中、公表して、委員限りの話なので、内容まで読みませんが、その中でも、何かいろいろと隠す意図であったり、そういった戦術だとか、かなり、その委員会での質疑のやり方とかを批判する内容が多く含まれています。むしろ真実を明らかにしたいんだから出したほうがいいんじゃないかと思っていますし、この文章自体も私不満を持っているんですけども。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
<p>佐藤博幸委員長</p>	<p>はい。いいですか、今、以上ですか。いいですか。以上でいいですか。</p> <p>(「いや、だからそれをどう取り扱う、毎回こう取り扱っていくんですかという。」と言う者あり)</p> <p>はい。少々お待ちくださいね。今ほどの冒頭に今のお話でありました。先に記録の請求の段階での同氏からの手紙・メモ等の提出依頼をしたわけですが、この段階で先ほど私申し上げましたとおり、事前にですね、受け取った方、それから発信した方、記載した方には事前に了解を得た手続を踏まえておりました。ただ皆様にその場でご報告しなかったかもしれませんが、そういったことは事前にですね、弁護士から提言もいただいていたので、そういった手続は踏まえておりました。佐藤委員</p>
<p>佐藤昌哉委員</p>	<p>今回の抗議文ということで、私ども新政クラブのほうにも、様々な市民からいろんな手紙等が来ております。ただ、この抗議文については、議長と百条委員会に対して、そして、証人尋問の当事者、証人がですね、こういうふうに抗議文を表明している、出しているわけですから、この重みというのは、全然違うと思います。</p> <p>なので、この文については、しっかりやっぱり対応する必要があるのではないのかなということでもあります。もっと、言わしていただければ、突然に、例えばですよ。例えば、自分の書いたラブレターが相手から暴露されて、出した人はどう思うかと。単純に考えた場合、それは心中察するに余りあると思います。</p> <p>そういうレベルで考えた場合に、自分に何もなしに、相手が公表。相手はいいと言ったから公表するという、この証人尋問の中でですよ、今までですと記録の請求をしてちゃんと両方の存否を確認しながら丁寧にやってきた。それをいきなり何もなしに突然暴露したということは、私は、これは、プライバシーの侵害に当たる可能性もあるのではないかと、その辺はですね、個人的な見解もあるので、私は人権侵害に</p>

	<p>触れるのではないかと、可能性としてはあると思います。</p> <p>なので、しっかりこれは弁護士、専門家のほうから、こういう公表の仕方、所有している方の所有する文書を、いきなり独自の調査ということで、こういった公の場で公表していいものかというところ、法的、そういった責任といいますか。そのところ確認した上で対応していったほうがいいのではないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。法的助言者から、確認をして、その後に進めたほうがいいのではないかという御意見でございました。ほかにございますか。はい、ないようです。このことについては…。黒井議員</p>
黒井浩之委員	<p>先ほどちょっと証拠の請求に委員長触れられていましたけれども、裁判の場合は、強制的に出させることができますが、100条の場合は、事前に相手の了解をいただくということで。今回ちょっと抗議文を読んで、あれだったんですが、27番の証拠の提出の際には、相手の了解をいただくというのは、どなたの了解をいただいたということでしょうか。</p> <p>これは、27番、先ほど提出はいただきましたけれども、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんの了解をいただいたので、手続的には、それでということですか。ただ、出した方が、非常に、そういった内容がそういったことになるとは思わないでという、そういった理解で。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。石井委員に尋ねます。前回の尋問の中でも発言あったかと思いますが、手紙を受けた方、それから、発信した方からの事前の了解、そういった手続は踏まれましたか。</p>
石井清則委員	<p>はい。それ答えなきゃいけないですか。答えますけども、その委員会の中でもお話ししていますけども、手紙自体を受け取った方が所有権を持っていると思っておりますので、その所有者に確認をとりました。</p> <p>あともう1点私からも委員長の質問いいですか。これ27番これから請求しますけれども、証拠になり得るとして、この委員会で証拠の記録として請求しましたが、もし、仮に発信者が出していただきたくないと言われた場合には、出ないということですか。それとも真実を明らかにするつもりがないのか。その辺がどうなのかをちょっと確認したいんですけども、</p>
佐藤博幸委員長	<p>先ほど申し上げました、民事訴訟法にのっとってやりますとですねこの百条委員会も、提出の請求、それから提出を求めることについては、法的には認められていることとございますので。ただ、法的助言者からのアドバイスとしてですね、やはり受け取った所有者、それから発信した方のプライバシーだったり、著作権だったり、こういったこともありますので、なお丁寧にですね、確認したほうがいいというアドバイスでございましたので、そのように進めたいという意向で</p>



	<p>ございます。はい。ほかにもございますか。坂本委員</p>
坂本昌栄委員	<p>だとしたら、やはり、今、せっかく助言いただいている方に、もう一度これ精査していただいて、これは必要なのか。回答が必要なのかどうかも、そちらのほうに伺っていただいてから、ここで審議したほうがいいのかと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの御意見ですけれども、事前にこの今回の記録の請求についても事前に法的助言者から確認をいただいております。それから、存否の確認、それから提出、こういったことについても、法的には差し支えないという御返答をいただいておりますので、そのように進めたいということで今、提案をしているところです。田中委員</p>
田中宏委員	<p>今、坂本委員おっしゃったのは抗議文への対応ということについて、それが必要なのかも含めて、その法的な根拠というのを伺ってという確認だったと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>坂本委員、その趣旨をもう一度お願いします。</p>
坂本昌栄委員	<p>抗議文について、もう一度、弁護士さんのほうに確認していただいて、これも本当にしなきゃいけないことかどうかっていうのは、百条委員会にかかっているわけですから。そこは弁護士さんのもとに、資料請求していると思いますので、だとしたらここについても、そのことを確認していただいたほうが確実かと思いますが。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。分かりました。佐藤委員</p>
佐藤昌哉委員	<p>この抗議文と、もう一つ、さっき委員長が言ったプライバシーの侵害、あるいは著作権の侵害、こういった違法行為に、公表したことが、私信をです。当たるのか当たられるか、おそれのある行為として、それも併せて御確認いただければ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。法的助言者に、ただいまの御意見も踏まえてですね、確認をして、そして、今後について進めたいと思います。これでよろしいですか。はい。そのようにさせていただきます。これに御異議ありませんか。ということでよろしいですか。</p> <p>異議なしということで、進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次に、第10回及び第11回の不穏当発言とされる会議録についての議事進行について、委員長の見解を申し上げます。</p> <p>去る7月19日及び7月25日に行われました、本委員会において、小野由夫委員外議員及び渋谷耕一委員外議員の発言について、いずれも、石井清則委員から、名誉や批判に関する部分が含まれているので、会議録の発言の削除を求める発言がありました。このことについて、委員長において取消しを命ずる場合は、委員会の秩序を乱す不穏当な発言に当たる場合に限られること。この限られることで、当たらないと判断いたしましたので、御報告いたします。これでよろしいですか。石井委員。はい。少々お待ちください。石井委員</p>

石井清則委員	25日の発言は、たしか委員会がしっかり機能していないという委員会全体を批判した発言だったと私は受け取っているんですけども、委員長がこの委員会はこれまで、それまで、25日まで、ちゃんと調査だとか、機能していないということをお認めになったということですかね。
佐藤博幸委員長	はい。申し上げます。この25日の発言については、疑問符的な疑問的な発言でございましたので、この発言については、不穏当発言には該当しないというふうに考えております。それで、不穏当発言の該当基準を申し上げます。1番、他人の私生活にわたる発言。2番、発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。3番、基本的人権を侵害する発言が該当する発言ということになっておりますので、この基準にのっとって判断をいたしました。石井委員
石井清則委員	2番目に事実と異なる発言というのがありましたけれども、たしかあのとこの議事録の中で、どこだっけかな。これは百条委員会、調査委員会ですね、その使命をしっかり果たしていただきたいということを提言というような発言あったかと思うんです。つまり、裏を返せば、これまでは果たしていないということは事実だということですか。
佐藤博幸委員長	はい。申し上げます。このことについては、果たしている果たしていないというよりも、そういったことについてですね、今後について、しっかりとこの議事運営、また委員会の機能を果たしてほしいという要望ということに受け止めましたので、事実を断定した形での発言ではなかったというふうに思っております。石井委員
石井清則委員	その前の発言で、今後の委員会においては、としっかり入っています。しっかりと調査する機能を果たしていただきたい。ではこれまでの委員会では、しっかりと調査する機能を果たしていないというふうにして、それが事実だということを委員長としては思ったということですか。
佐藤博幸委員長	はい。申し上げます。今の石井委員の発言で、この委員会として、しっかり機能を果たしてないかということは、今まで私たちも丁寧に、そして、また、法律にのっとって進めてまいりましたので、そのことについては、認めている、認めていないということじゃなくて事実上ですね、私たちはしっかりとやってきたということをお認めしたいと思います。石井委員
石井清則委員	とすれば事実と違う発言ですよ。
佐藤博幸委員長	先ほどから申し上げましたとおり、取消しを命じるまでには至らない発言だというふうに考えております。石井委員
石井清則委員	ですから、先ほど確認したとおり、取消しする事実と違うくはないということなので、これまでちゃんと果たしていなかったということをお認めになるんですかという質問です。

佐藤博幸委員長	何回も繰り返しになりますけども、この判断基準に基づいて判断をした結果ですね。一つ一つの発言の事実を、一つ一つ究明したわけでもございませんが、私たちとしては、しっかりと使命を果たしておりますので、そのことについては、今回、不穏当発言には該当しないというふうに判断をしたところであります。石井委員
石井清則委員	だとすれば委員長の発言としては、これまで委員会はきっちり調査してきたと、この発言は間違っているけれども、取り消す必要はないだとか、そういう話であればいいんですけど。ただ直す必要がない、その中の理由として、事実と異なる発言を取り消すけどもそうではないって言っているってことは、これまでは、事実のとおり、言われたとおり、ちゃんと機能を果たしていないということをお認めになったということですよという。矛盾していませんか。
佐藤博幸委員長	申し上げます。何度も繰り返しになりますけども、その事実を認定する認定しないということではなくて、その取消しを求める判断基準に該当しないというふうに考えていますので。それで、よろしいかと思いますが、何度も同じことの繰り返しになっているかと思えます。草島委員
草島進一委員	発言の中で、委員長さんから見て左側の方々、実際、調査しているのかどうなのか、その意向があるのかどうなのか、本当に疑問に思いますけれどもという発言があつて、あたかも調査してないような、発言だと思うんですよ。これは、重複を避けて、質問をしなかったりとか、いろんなことがある中で、この委員会の進め方として、私たちやっていますから、こういうふうに認識を持たれるのは甚だ心外でありまして、できれば取消しをしていただきたいし、嚴重注意をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。
佐藤博幸委員長	はい。ただいまの草島委員の発言でございますが、25日の委員外議員の発言については、全体的にですね、疑問符だったり、それから、委員会全体に対する要望というふうにも受け止めましたので、このことについては、やはり、私自身も含めてですね、この委員会をしっかりと運営していきたいということでございます。 今後については、そういった意味でしっかりと行ってまいりますので、今回の発言に対しては、取消しを求めるまでには、該当しないというふうに考えてのことでございます。草島委員
草島進一委員	この発言自体は、明らかにこれ事実誤認なんで、その辺は注意していただけますか。委員長として。いかがですか。それだけお願いしたいんですか。
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。ただいま草島委員からの提案がありました。この発言された方に、実際の状況も、実際に委員外議員も出席されておりましたので、事実関係を把握されていると思えますので、なおで

	<p>すね、そこのところはお伝えして、今後については、気をつけていただくように、また、誤解を招かないような発言ということで、お願いをしたいと思います。分かりました。石井委員</p>
石井清則委員	<p>もう1点、19日の発言についてですけれども、あのときなんか、最初からやり直せだとか、そういう発言をしているというような、委員外議員の発言だったと思います。それも私、発言していませんので、だから取消してくれという話だったんですね。</p> <p>それ、ちょっと議事録がないので、正確な言葉分らないんですが、それも確認した上で、例えば、その委員外議員が言ったような発言したようなことを私が話していたのか、誰かが話していたのか。それとも、それも直す必要性のないことだと、事実誤認ではないというような議事録と違うことを、事実と違うことを言っていることも事実誤認ではないという判断になったということなのか、その点確認させてください。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいまの御意見でございますが、19日の委員外議員の発言については、実際にですね、時間もかかって、長時間にわたっての尋問を行ったこととかですね、何回も同じような質問をされているとかいうような発言だったかなという記憶なんですけど、その辺確かではございませんが、改めてですね、委員外議員に対する発言の取消しを求めるとまでは至らないという判断をしたところでございます。はい。以上です。石井委員</p>
石井清則委員	<p>委員長、確認したんですよ。我々は記憶に基づいて言っていますけれども、確認したんですよ。確認して思うでは困るんですよ。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。確認をいたしました。</p>
石井清則委員	<p>事実とは違わないということですね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。そうです。再度申し上げます。19日の小野議員の発言は、円滑な委員会運営について、証人に対する配慮も含めて、行うようを旨とする意見であるものと理解しており、委員会の秩序を乱す不穏当な発言には当たらないと判断したものでございます。また、25日の渋谷議員の発言は、委員会としての任務をしっかり果たしていただきたいという提言を旨とする意見であるものと理解しており、委員会の秩序を乱す不穏当な発言には当たらないと判断したものでございます。以上でございます。田中委員</p>
田中宏委員	<p>はい。今事実と違う、異なる不穏当な発言ではないということが言われましたけれども、本当に7月25日の渋谷委員外議員の発言は、臆測に基づいた不穏当な発言なんです。</p> <p>ここは不穏当ということをどういうふうに意識されておられるかちょっと分かりませんが、事実と違うことを述べて、提言だと言われても困りますので、これはさすがにしっかりと後の世で、この議</p>

	<p>事録を見た人は何て思うのかっていうことをちゃんと意識して、歴史に責任を持つ委員会運営をしていただきたいと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。御意見として承ります。しっかりと対応してまいりたいと思います。はい。石井委員</p>
石井清則委員	<p>何度もすみませんけれども、事実と違うことを言っても、委員長がそう思わなければそれでいいというような解釈にしか私にはならないんですけども、それでよろしいですか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。このことについては様々な委員の皆さんの御意見ございますが、最終的にはどう対応するかということはこの委員会で今諮りたいと思っておりましたので、私の判断をです…</p> <p>はい。分かりました。私の、委員長の判断でということでしたので、このこと以外には行わなくてもいいということでしたので、私の意見は先ほどから何度も申し上げているとおりでございますので、そのとおりにしたいと思います。以上です。</p> <p>はい。じゃあ進めます。はい。その他、ほかに、委員の皆さんから、その他で御発言ございますか。ございませんか。はい。それではないようでございます。</p> <p>それでは、最後に次回の開催日時の確認をいたします。次回第13回の委員会は、公開で、市長の証人尋問を中心に、8月30日火曜日、午前10時からの開催を予定しておりますので、委員の皆様から、日程の確保につきまして、改めてよろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れさまでした。</p>